令和８年度 富士見中学校への太陽光発電設備設置事業（PPA 事業）業務委託　仕様書

1.　業務名

令和８年度 富士見中学校への太陽光発電設備設置事業（PPA 事業）業務委託

2.　背景・目的

富士見町では、2050 年ゼロカーボン実現に向け、富士見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき 2030 年度に 2013 年度比で 60%以上の温室効果ガスの削減に取り組んでいる。その一環として、公共施設に PPA 方式を活用した太陽光発電設備（以下、「設備」という。）を導入・運用し、再生可能エネルギーの活用を推進し、温室効果ガスの削減を目指す。また、対象施設である富士見中学校は災害時における指定避難所であることから、平時における温室効果ガス削減のみならず、大規模災害や系統停電等の非常時においても避難所機能を維持・継続できるよう、太陽光発電設備および自立運転機能等の防災型電力供給システムの構築・活用を図ることを目的とする。

3.　業務の概要

（1）　業務内容

・事業者は、少なくとも次の業務を一括して実施するものとする。

(ア)現地調査及び導入可能性調査

(イ)基本設計及び詳細設計（太陽光発電設備設置に係る耐荷重構造計算含む）

(ウ)構造、安全、防水、電気及び施工上の検討

(エ)関係法令に基づく手続及び必要な協議

(オ)太陽光発電設備及び附帯設備の設置工事

(カ)電力供給に必要な計測・通信・監視設備の整備

(キ)電力供給及び使用電力量の計量

(ク)運転監視、保守点検、修繕及び故障対応

(ケ)発電量、供給量、CO2 削減量等の記録・報告

(コ)災害時の電力活用に関する協力

(サ)学校教育・環境学習への協力

(シ)契約終了時の設備撤去及び原状回復、又は町への無償譲渡に関する対応

(ス)その他、本事業の目的達成に必要な業務

（2）　業務手順

（ア）事業者は、施設（別紙１）に対して、設備容量検討及び構造調査を行う。

（イ）事業者は、設備設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、設備を導入する。

（ウ）事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

(エ) 事業者は、設備で発電した電力を、指定した施設に供給する。
(オ) 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
(カ) 事業者は、国等の補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。なお、補助事業が活用できない場合においても事業は実施するものとする。

(3)　業務期間

(ア) 協定の締結日から設備導入、運転開始及び運転期間終了後の設備の撤去完了日までを業務期間とする。
(イ) 設備導入期間は、令和 8 年度から令和 9 年度までとする。導入期限は令和 9 年度末までとするが、社会情勢等の事業により期間を超える場合は、町との協議により、期限を延長することができる。
(ウ) 運転期間（電力供給開始日から終了日まで）は、運転開始日から原則として最長で 20 年間とする。
(エ) 国等の補助事業を活用した場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。
(オ) 電力供給開始時期は、電力需要施設及び発電設備毎に町と協議の上、決定する。
(カ) 運転期間終了後の措置として、原則、設備を撤去して原状回復するとともに、付近の環境について良好な状態が保持されるよう適切な措置を講じなければならない。ただし、事業者は町との合意に基づき、運転期間を延長することができる。また、運転期間を延長しない場合において、町への太陽光発電設備等の設備所有権の無償譲渡について、町と協議を行うことができるものとする。

(4)　契約単価

(ア) 富士見町は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において事業者に支払う。なお、電力使用量は、検定に合格したもので、かつ、検定証印等の有効期間内の電力量計により計測されたものとする。
(イ) 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
(ウ) 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
(エ) 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
(オ) 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
(カ) 契約単価は、契約期間中において一定額とする。
(キ) 貨幣価値の変動や維持管理に係る経費の変動等により、契約単価が明らかに不相当となった場合には、町と事業者は改定の協議を行うことができるものとする。
(ク) 国等の補助事業を活用する場合には、当該補助事業の要綱等を踏まえ、町と協

議の上適正な事業単価にて契約するものとする。

4. 業務の詳細

(1) 設備工事前の調査・手続

(ア) 状況調査

- 候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地調査、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を富士見町と協議した上で行うものとする。

(イ) 設備容量検討

- 設備容量は、調査結果や電力シミュレーションを基に適宜精査し、最適な容量を設定するものとする。また、契約単価が現行の電気料金単価以下となることを前提とし、その経済性を考慮した上で適切な設備容量を決定する。
- 富士見中学校は指定避難所であることを考慮し、災害等による系統停電時においても避難所運営に必要な電力（照明、通信機器、避難者用電源等）を供給できるよう、自立運転機能付きパワーコンディショナや非常用コンセント等の適切な設置、ならびにエネルギーレジエンス強化に寄与するシステム構造（蓄電池の併用検討を含む）とすること。なお、非常時には富士見町が無償で使用できる仕組みとすること。

(ウ) 構造調査

- 施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は屋根とし、屋根に設置できない付帯機器は町と協議の上、指定場所に設置すること。
- 建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づく垂直積雪量は 0.76m とする。また、台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

(エ) 各種関係手続

- 事業者は、状況調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、 結果を富士見町に書面で提出する。
- 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を富士見町に提出する。
- 富士見町が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した後に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請する。
- 行政財産使用許可を受ける際、使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で業務期間）とする。
- 事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。
- 蓄電池については設置時によるメリットと電力単価への影響を検討し、設置の

要否を判断すること。設置する場合には、太陽光発電設備の余剰電力の有効活用とエネルギーレジリエンス強化を図れるように適切な容量とすること。加えて、補助金の活用が可能な場合は町と協議すること。

(2)　設備の設計・設置

事業者は、設備工事前の調査・手続後に、施設への設備設置を行う。設置条件は以下のとおりとする。

(ア) 太陽光発電設備

- 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地 震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(イ) その他の事項

- 事業者は、施設を業務以外の用途に使用してはならない。
- 事業者が本仕様書に定める事項および行政財産使用許可等を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- 事業者は、対象となる施設へ説明（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については富士見町と協議のうえで決定する。

(3)　工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

(ア) 工事にあたっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

(イ) また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・ 施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、施工計画書（平面図及び立面図（PDF 形式データ)、工程表等)、構造検討書、架台設置条件確認結果を富士見町に提出し、確認を受ける。
- 施工にあたり、富士見町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- 施工にあたり、富士見町の所有施設の利用や安全に支障が起きないよう、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- 業務期間中、富士見町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。
- 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、富士見町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本業務のものであることが分かるような表示を行う。
- 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、富士見町と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- 工事完成時には、以下の資料を作成し、富士見町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出する。

No.	項目	媒体及び数量	
1	完成図面	各紙面 1 部	左記データ CD-R 1 部
2	完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）		
3	災害等非常時の設備操作説明、マニュアル類		
4	施工記録（工事写真、記録、試験成績書及び各種許認可証の写し等）		

(4)　設備運転、管理及び電力供給

(ア) 事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- 運転期間中の当該設備運転管理及び維持管理を行う。なお、実施内容は維持管理計画書に記載した内容とするが、その内容が不十分であった場合には、町が事業者に対して必要な設備メンテナンスを命じ、事業者負担でメンテナンスを行うこととする。また設備の保安管理等について、町の既存契約を変更する必要がある場合、本業務に起因する増額分の負担は事業者負担とする。
- 業務実施中に、富士見町による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- 業務期間中に、富士見町が施設の改修工事を実施する場合、施設を移譲又は廃止する場合、若しくは事業者の瑕疵以外の理由により行政財産の使用を許可しない場合には、事業者は必要に応じて設備の一時停止、撤去、保管、移設及び再設置に応じるものとする。これらに要する費用は町が全額負担する。移設を行う場合、町が移設先を提示し、移設後の契約条件は町と事業者で協議のうえ定める。
- 移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、運転期間に含まれないものとし、その間の町による売電収入補償は行わない。ただし施設の運転停止期間が1ヶ月以上となる場合は、運転期間に含まず、運転期間の延長について協議する。
- 運転期間中に当該設備で発電した電力は、当該施設へ供給するものとする。
- 富士見町が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、富士見町に帰属するものとする。
- 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を富士見町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年富士見町に報告し、富士見町はそれを確認する。
- 大規模地震、大型台風等の災害発生後は設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(5)　責任分担の基本事項

(ア) 業務実施にあたり「予想されるリスクと責任分担」については「別紙 2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- 事業者は本業務により、富士見町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保

険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、富士見町へ写しを提出すること。また、富士見町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、富士見町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- 事業者は本業務上知り得た内容、情報等を富士見町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(6) その他

- 事業者は、協定及び契約締結前に本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、富士見町と十分に協議し契約等を行うものとする。
- 事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、富士見町の承諾を得るものとする。
- 事業者は、国等の補助事業を活用する場合には、申請等について町と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ町の承認を得ること。
- 富士見町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、富士見町の判断において貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料は事業終了後速やかに返却するものとする。
- その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、富士見町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙１　富士見町 PPA 導入予定施設

No	施設名	施設所在地	建築年月	契約種別	契約電力	令和 7 年（1 月～12 月）使用電力量
1	富士見中学校	富士見町富士見 4654	1996 年（平成 8 年）	高圧業務用電力 FR	82kW	197,744kwh

別紙２　予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			富士見町	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等の場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	業務の中止・延期	富士見町の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	その都度協議	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による業務の変更・中止・延期	その都度協議	
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	その都度協議	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、富士見町の責による業務内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	富士見町施設損傷	設備に係る事故・火災による自治体施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する自治体施設への障害		○
		施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、運営・業務の障害		○